

(第9条関係)

指定工事店異動届

年 月 日

相模原市長 へ

(〒 -)

所在地

商号(名称)

申請者 フリガナ

代表者氏名

電話番号 ()

相模原市指定下水道工事店規則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
異 動 事 項		
商号(名称)の変更	新	フリガナ
	旧	
営業所移転又は所在地の表示変更	新	(〒 -)
	旧	
代表者の異動	新	
	旧	
本市登録の責任技術者の異動	新	
	旧	
電話番号の変更	新	
	旧	
第2条第1項第4号ア、エに該当するに至った	ア	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	エ	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

注 添付書類は、裏面を参照して下さい。

(裏)

添 付 書 類

【商号（名称）の変更】

登記事項証明書（法人に限る。）

指定工事店証

【営業所移転】

営業所の平面図、付近の見取図

営業所（正面、内部）・資材置場・倉庫の写真

営業所の所在地を証明する書類

- ・（個人事業で当該営業所に居住している場合）マイナンバーの記載がない住民票
- ・（法人の場合）登記事項証明書
- ・（住民票又は登記事項証明書に営業所の所在地の記載がない場合）建物登記事項証明書、固定資産税建物評価額証明書又は建物賃貸借契約書の写し等

指定工事店証

【営業所の所在地の表示変更】

住居表示変更通知書（個人事業で当該営業所に居住している場合には、住居表示変更通知書に代えて、マイナンバーの記載がない住民票を使用できます。法人は住居表示変更通知書に代えて登記事項証明書を使用できます。）

指定工事店証

（注...新たに交付する指定工事店証の手数料は、住居表示に関する法律により免除となります。）

【代表者の異動】

マイナンバーの記載がない住民票（法人の場合にあっては、代表者のもの）

登記事項証明書（法人に限る。）

次のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

指定工事店証

【本市登録の責任技術者の異動】

新たに専属となる責任技術者の責任技術者証の写し

【第2条第1項第4号アに該当するに至った】

破産手続開始通知の写し